

海域における特別域指定に関する検討について

(1) 水生生物保全環境基準(海域)について

水生生物の保全に係る水質環境基準については、以下の様に基準値が設定されている。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全垂鉛	ニルフェノール
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下

(2) 海域における特別域指定の考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(第2次答申案)(平成20年2月)」抜粋  
特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域である。

海域における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚子の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって実際に産卵がおこなわれていることが、漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域。

保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚子の生育場として保護が図られている水域。

地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法

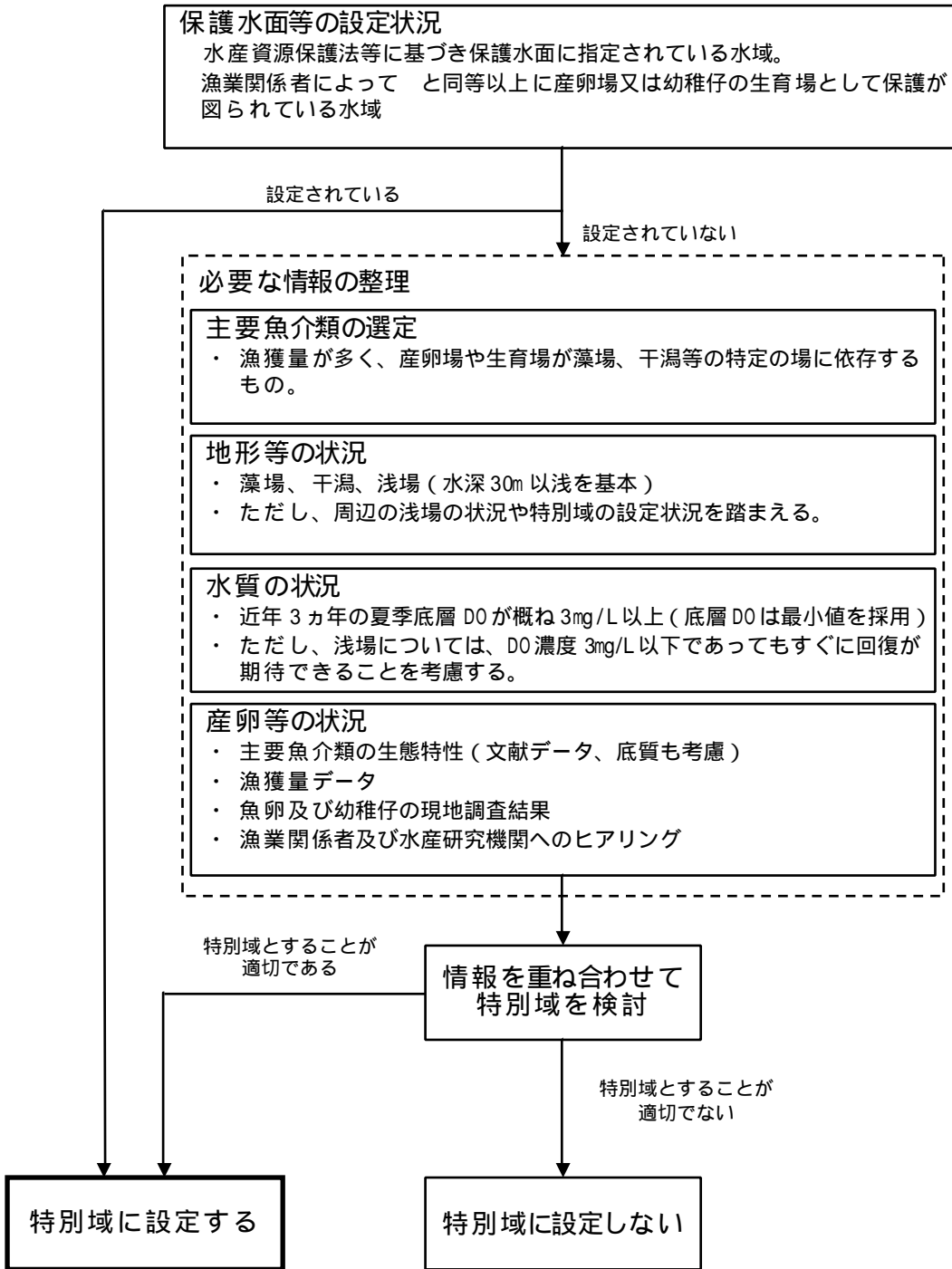


図 1 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法